2024 年度 空き店舗等活用促進事業補助金のご案内

●事業概要

釧路市では、空き店舗等の活用促進と商業地域の賑わい創出を目的として、空き店舗等へ新たに出店される方を対象に、経費の一部を補助する事業を実施しています。

●補助対象事業

個人又は法人等が空き店舗等を購入又は賃借し、店舗改装若しくは広告宣伝を実施した後、営業を開始する事業が対象となります。

補助対象経費

補助金額 上限20万円(補助対象経費の1/2以内) 北大通を中心とした一部地域は、上限50万円 申請期間 2024年4月1日(月)~12月27日(金) ※期間内でも予算額に到達しだい終了します。



※釧路市内に本店を有する業者へ支払う経費



※釧路市内に本店、支店または営業所を有する業者へ支払う経費

细胞要件

【対象地域】	(詳しく	はお問い	(合わせく	ださい)
--------	------	------	-------	------

- ロ 釧路市内にある商店街振興組合が定款に定める地区
- □ 釧路圏都市計画における商業地域・近隣商業地域(釧路市内に限る)
- □ 阿寒町、音別町に位置する別に定める地域

【対象業種】

□ 小売業、飲食業及びサービス業(一部対象外となる業種もあります)

【対象店舗】

- □ 店舗専用の出入口が1階に存在する空き店舗等であること
- □ 店舗の移転ではないこと(店舗面積の拡大などで対象となる場合があります)

【その他】

- □ 原則として事業に着手する前までに釧路市へ申請すること
- □ 週5日以上営業するものであること
- □ 午前9時から午後6時までの間に概ね6時間以上営業すること
- □ 商工会議所(商工会)へ事業計画の相談を行っていること
- □ 納期到来分の市税を完納していること



申請から補助金交付までのながれ

申 請 者

釧路市(商業労政課)

1 事前相談・交付申請

事前相談の上、原則として事業に着手する前までに、補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。



② 申請内容の審査

申請受付後、添付書類の確認や事業概要の審査を行い、 補助金交付の可否を決定します。

- 3 事業実施
- 4 開 店
- 5 実績報告(注)

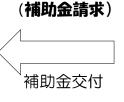
事業実績報告書に必要書 類を添えて提出してください。



⑥ 補助金の交付

事業実績報告書の受付後、 内容を確認し、補助金を支払 います。

7 補助金の受取



(注)実績報告書は、原則、開店後(業者への支払が完了していない場合は支払完了後)1か月以内又は年度末(3月31日)のいずれか早い日までに提出してください。

空き店舗等へ出店予定で、補助金申請を希望する方 はあらかじめご相談ください。

釧路市黒金町7丁目5番地 Tel(0154)-31-4611 釧路市役所 商業労政課 商業労政担当